



姫路市立城郭研究室ニュース「城踏」No.38 2002年7月1日
 編集・発行；姫路市立城郭研究室
 〒670-0012 姫路市本町68-258 日本城郭研究センター内
 TEL 0792-89-4877 FAX 0792-89-4890
 URL http://www.city.himeji.hyogo.jp/jyokakuken/

帝国陸軍、降参ス

中堀埋立事情

姫路城の縄張りは3重の堀が螺旋状にめぐり形状となっています。そのうち中堀は、市街地に接する南の部分については大正から昭和初期にかけて徐々に埋め立てられ、現在の国道2号線になってしまいました。明治末から大正初期に堀の埋立てを積極的に行った姫路市長の堀音吉は「堀埋吉」とあだ名が付けられたといいますから、堀の埋立て工事が姫路市民にとって強い印象を与えるできごとだったと考えられます。都市近代化の象徴的な工事は、同時にこれまでの姫路の歴史を否定するかのように城郭施設を破壊し旧来の武家地と町人地の境界を払拭することになったこととも無関係ではないでしょう。

このニュースでは、南部中堀の東側の埋め立てに関する史料を紹介します。

ところで、国道2号線となった南部中堀は少し特異な形状をしていたことが江戸時代の城下町図などからわかります。播磨国総社の境内にあたる部分がすこし南に張り出しているのです。堀を埋めてそのまま国道にすると、クランクができて不都合になります。そこでその場所に限っては、土塁などを破壊して道路を敷設することになったのです。

陸軍の『大日記乙輯』35号に収められている肆第858号文書は「姫路偕行社及歩兵連隊敷地ノ各一部国道敷トシテ管理換ノ件伺」とあり、姫路駐屯の第10師団経理部長から陸軍大臣宇垣一成宛文書の決裁です（昭和4年7月26日）。さて、この発端は、姫路城下に国道を敷設することになり、その予定路線が師団敷地を通過することになったということです。内務省の意向を兵庫県が第10師団に伝えました。国道整備は軍事上必要なことですが、師団は簡単に首を縦に振りません。

偕行社敷地中道路敷トナル部分ハ庭園ノ背景ヲナス樹木生成ノ土塁ニ当ルヲ以テ風致上可成存置シ度キノミナラス本件土塁ハ姫路城ノ外壕土塁ニシテ史蹟トシテ姫路城ノ指定セラルルニ際シ其一部ニ当ルモノナルヲ以テ国家的見地ヨリシテモ是非保存セシメ度

と県に対して再考を促すように求めました。偕行社（将校のクラブ）には土塁上に繁茂した樹木を庭木に見立てた庭園もっていたことがわかります。確かに、当時姫路城は国の史蹟に指定され、土塁や堀もその範囲に含まれています。にもかかわらず、国道敷設を理由に史蹟を破壊するのはどんなものか（この前年に史蹟に指定されたばかり）、という師団の意見は最もですが、本音は偕行社の環境悪化を阻止することにあつたことが感じられます。それでも「国家的見地から史蹟保存をすべき」という文言がでることには注意しておきたいと思います。

これに対して兵庫県は、

右土塁ヲ避ケテ路線ヲ設定スル事トナレハ道路湾曲シ将来姫路市都市計画道路網ノ幹線トモナルヘキ国道ニ曲線ヲ形成スルハ妥当ナラストノ内務省当局ノ意見ヲ理由トシテ移管ヲ強調シ

と、師団の意見には耳を貸しません。泣く子も黙る内務省とばかり虎の威を借りた県の傲慢な態度が目につかんでくるようです。内務省にしてみれば管理するのは当省なのだから当たり前ということなのでしょう。それに続くのはわが姫路市。

姫路市当事者ニ於イテモ道路改修費負担額ノ多少軽減セラルル等ノ理由ヨリ土塁取毀ニ賛同スル有様ニテ

土塁を壊して敷設したほうが費用が安くて助かりますから、なんて言ってます（ちょっとまってください。翌昭和5年に姫路城の国宝指定を請願するのは姫路市長なんですけど…）。

結局師団は、「独り軍部ノミ保存ヲ固執シ難」いことから、内務省一兵庫県に従うことになりました。師団長の本庄繁は「本書ノ通移管已ムヲ得サルモノト認ム」と朱でサインしています。師団長は意外とすんなり認めたのかもしれませんが、県との交渉に当たった担当者には忸怩たるものがあったと考えるのは考え過ぎでしょうか。

結局のところ、「無敵」帝国陸軍も白旗をあげざるを得ませんでした。ただ、内務省の強硬さとは裏腹に新国道の貫通が昭和8年であるところをみると、予算がつかなかったのか、あるいは陸軍省の最後のあがきがあったのかもしれませんが。

こうした史料を読んでいて気づくのは、幕末から明治初期という変革期は別として、その後の姫路城保存では結果的に軍が貢献していることです。この史料でも既得権の堅守という軍の本音が読みとれましたが、それでも「国家的見地から史蹟保存をすべき」と言うだけ、どこかの行政機関よりはマシかもしれません。もっとも、当時の軍縮や国家財政の窮乏（金融恐慌や関東大震災復興）という軍施設が処分されていく逆風下では、軍といえども人々を納得させられるだけの理屈が必要だったのでしょうか。軍のこうした基本姿勢は建前に過ぎなかったとしても、存城決定以後一貫しているような印象を受けます（姫路存城明治天皇決定説もあり得る!?）。

ところで、第10師団は承諾するにあたり内務省一兵庫県に対して条件を付しています。すなわち「中ノ門西から埋門までの中堀を埋めて国道を敷設するとすると、土塁際と道路敷の間に空地が生じて、そこが民有地になってしまう恐れがある。ここに民家などが建つと管内にとっては風紀取締上影響がある。堀も土塁も内務省の管理下にあるのだから、貴省が責任をもって民有地とならないように処置することを条件として軍敷地の移管に応じる」というものです。

その空地には今から10数年前まで民家が建ち並んでいました。風紀取締云々は別にしても、約70年前に師団が心配していたことは現実となっていたのです。師団の移管条件をのんでもらえなかったのか、あるいは内務省や県が無責任だったのか、その後国から史蹟地の管理を任せられた姫路市がいい加減だったのか。終戦後の混乱期もありましたから、民家に占拠された理由はわかりません。

昭和50~60年代、姫路市は姫路城の史蹟整備を行いました。その時、当該地の民家の立ち退きを行いました。移転補償・整備などには多額の税金が投入されたということです。70年前には「負担額ノ多少軽減セラルル等ノ」のメリットがあったかもしれませんが、半世紀以上が過ぎて大きな負担を強いられることになりました。

その土地の歴史を無視した都市計画とは、いつかどこかで綻んでいくものなのでしょう。



総社の周囲の堀はまだ残り、総社門柵形の東半分はまだどうにか残っている（「姫路市全図一万分之一」井上書店、昭和5年より）。



土塁が撤去され堀も埋められている。偕行社は北に移転している。移転費用は県費が条件。総社門はほとんど破壊されている（「姫路市全図一万分之一」姫路新刊書籍雑誌商業組合、昭和15年より）。北に隣接する電話局の建物は健在。

<参考文献；橋本政次『姫路城史』下巻、名著出版、1978年復刻>



"Shiro Fumi" No.38 The News of Himeji Center for Research into Castles and Fortifications.